大阪出入国在留管理局	［略］	
	永住審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
広島出入国在留管理局	［略］	
	就労・永住審査担当	前項第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
福岡出入国在留管理局	［略］	
	就労・永住審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務
［略］		

3　［略］

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［略］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［略］		
東京出入国在留管理局横浜支局	就労・永住審査担当	第七条第一項第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関す

大阪出入国在留管理局	［同上］	
	永住審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
広島出入国在留管理局	［同上］	
	就労・永住審査担当	前項第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる事務、難民の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
福岡出入国在留管理局	［同上］	
	就労・永住審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務
［同上］		

3　［同上］

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［同上］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［同上］		
東京出入国在留管理局横浜支局	就労・永住審査担当	第七条第一項第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる事務、難民の認定に関する同項第一号、第五号、第七